

○国土交通省告示第三百七十八号

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和三年国土交通省令第三十四号）附則第二条の賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和二年法律第六十号）第十二条第四項の知識及び能力に関する要件を次のとおり定める。

令和三年四月二十一日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

一般社団法人賃貸不動産経営管理士協議会が実施する賃貸不動産経営管理士試験で令和二年十一月十五日までに実施されたものに合格した者で、令和四年六月十五日までに一般社団法人賃貸不動産経営管理士協議会により賃貸不動産経営管理士として登録を受けた者であること